



新年ご挨拶

公益社団法人 日本薬剤師会
会長 山本 信夫

新年あけましておめでとうございます。皆様におかれましては、お健やかに新たな年をお迎えのこととお慶び申し上げます。平素より日本薬剤師会の諸事業に格別のご理解とご協力を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。また、昨年6月、新執行部が発足いたしました。が、薬剤師の役割と薬局の機能の原点に立ち戻り、医薬品等の適正な供給体制構築に向けて会務を進めてまいり所存ですので、あらためましてよろしくお願い申し上げます。

少子高齢化が加速する中、2025年に向けて進められてきた社会保障制度改革に続き、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年を見据えて国民皆保険制度の維持・継承と全世代型社会保障の構築を目指した取組が始まろうとしています。こうした中で薬剤師と薬局には、「かかりつけ」としての機能と役割を充実・強化し、各地域で構築される「地域包括ケアシステム」の一翼を担い、その役割を果たしていくことが強く求められています。

「経済財政運営と改革の基本方針2018」では、患者本位の医薬分業を実現し、地域の薬局が効果的・効率的に役割を果たすことができるよう調剤報酬のあり方を引き続き検討すること、セルフメディケーションを進めていく中で、地域住民の身近な存在として、健康の維持・増進に関する相談や一般用医薬品等を供給し、助言を行う機能を持った健康サポート薬局の取組を促進することが示されました。薬剤師・薬局には、薬剤の調製などの対物中心の業務から、患者、住民とのかかわりの高い対人中心の業務に転換し、必要かつ適切なサービスを提供するとともに医薬品・衛生材料等の供給拠点として機能することで、地域におけるチーム医療の一員として地域医療提供体制に貢献することが求められているということです。

改正から5年目を迎えた医薬品医療機器等法は、薬剤師・薬局の基本的なあり方の見直しが検討され、医薬品の服用期間を通じた服薬状況の把握や指導を行い、必要に応じて医師等に情報提供するよう努め薬物療法の最適化に寄与することが薬剤師の職能であり、薬局の基本的機能であること、また、在宅医療への対応や関係機関等との情報連携に主体的な役割を担う薬局と高い専門性に基づく薬学的管理や特殊な調剤に対応できる薬局が有する機能、そしてその機能が患者・住民から容易に判断できる表示等について議論されました。一人の薬剤師が一つの薬局を開設する原則に立っていた現行の法体系では規制できないほど薬局・薬剤師を取り巻く環境は大きく変化してきました。今後法改正に向けた動きが始まります。薬剤師・薬局が我が国に導入されて130年が経過し、その間一貫して変わ

ることのなかった法の基本的な原則について、現状を踏まえ時代の変化に即した適切な規制を含む大改革が行われようとしています。本年は、国民・患者のニーズに的確に対応できる薬剤師・薬局の姿を描く上で重要な年になると考えます。これからの100年、200年を見通した的確な議論を進めなくてはなりません。

一方、保険薬局の指定に係る留意事項通知に伴うルール適用により、大学病院等による同一敷地内への薬局誘致が続いています。こうした動きは医薬分業の趣旨に反し、かつ、「患者のための薬局ビジョン」に示されたかかりつけ薬剤師・薬局の推進に逆行するものであり、留意事項通知が厳格に適用されることを引き続き強く求めています。また、本年10月に引き上げ予定の消費税については、診療報酬等に上乘せされている仕入れ税額相当分を上回る仕入消費税額の還付が可能な措置を講ずることについて、医療関係団体とともに要望していきます。

社会保障制度改革が進む一方で、医療の高度化・複雑化などによる医療費の適正化が課題となっています。皆様におかれましては、薬物療法を効率的・効果的に提供し、地域包括ケアシステムの中で地域住民の生活を支援する地域社会のリソースとして、国民の健康寿命の延伸に貢献するかかりつけ薬剤師・薬局の推進に力を尽くしていただきますようお願い申し上げます。

末筆ではありますが、皆様方のますますのご健勝とご活躍を祈念申し上げますとともに、今後とも本会事業にご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます、新年の挨拶といたします。